

聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成30年12月11日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町条例第29号

聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例

聖籠町妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例（昭和58年聖籠
町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る医療費の助成について
は、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例の改正により新たに助成の対象となる者が助成を受けるた
めに必要な行為その他助成の実施のために必要な準備行為は、この条
例の施行前においても行うことができる。